

# 第2次消費生活基本計画(案)の概要

## 1 計画の趣旨

県消費生活条例を基本に、消費者の権利の確立と利益の擁護を図りつつ、県民の消費生活における自立支援を支援し、公正で持続可能な消費社会の構築を目指し、県民及び関係機関の参加、協働による総合的な施策推進するために策定する。

## 2 計画期間

2018年度（平成30年度）～2022年度

## 3 計画の性格

県消費生活条例第3条に基づく消費者政策の策定及び「消費者教育の推進に関する法律」第10条に規定される長野県消費者教育推進計画として策定する。

また、新たな県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」の個別計画としても策定する。

## 4 基本理念

すべての県民が、消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、若年者を含めた積極的な「学び」を促進するとともに、消費者団体等の多様な主体の「自治の力」を支援することにより、県民の消費生活の安定と向上を目指す。

また、「長野県版エシカル消費」（人・健康・地域・社会・環境）に配慮した思いやりのある消費の推進に取り組み、SDGsにおける「持続可能な生産消費形態の確保に資する。

## 5 施策推進の基本方針

長野県消費生活条例で定める「消費者の5つの権利」に対応し、現計画と同様、次の事項を施策推進の基本方針として取り組む。

- ① 県民の安全・安心の確保
- ② 商品・サービスの適切な選択機会の確保
- ③ 消費者教育の充実
- ④ 県民意見の反映
- ⑤ 相談窓口の強化

## 6 施策の展開

従来からの課題である次の事項について、引き続き施策を推進する。

- 情報の確実な伝達
- 特殊詐欺被害認知件数の半減
- 高齢者見守りネットワークの構築
- 消費生活サポーターの活用
- 外国人、障がい者等への啓発
- 適格消費者団体の設立支援
- 市町村消費生活センター人口カバー率の増加
- 消費生活センターの情報発信機能の強化

また、新たな施策として、次の施策を推進する。

○『消費者大学』事業

一般県民、消費者教育の中核的人材、国家資格取得希望者の各段階に応じた『学び』の場を開設。中核的人材により県民の『自治の力』を支援し、地域活動を活性化。

小・中・高校へは外部講師派遣事業・出前講座を継続実施。教育委員会では「新学習指導要領」に基づき消費者教育を実施。子育て世代へも出前講座を実施。

○『長野県版』エシカル消費の推進

大規模な消費者団体(生協等)と協働し、会報等を通じて消費者への啓発を行うほかエシカルな商品を提供。

事業者団体や長野県立大学とも連携し、先駆的な事業者を掲載したMAP等を通じて消費者・事業者の対応を促進し、持続可能な生産消費形態の確保をめざす。

## 7 数値目標

消費者大学・講座等の参加者数	年間2万人	【新設】
長野県版エシカル消費認知度	100%	【新設】
特殊詐欺被害認知件数 (H25:195件の半減)	90件	【継続】
高齢者見守りネットワークの構築	全市町村	【継続】
市町村消費生活センター人口カバー率	100%	【継続】